水戸市立第二中学校 いじめ防止基本方針

令和５年９月更新

未然防止に向けた取組

- 道徳教育の充実と実践
- 生徒の居場所づくりを推進する学級活動の充実
- 多様な自他を認める人権教室の実施
- 性教育講演会の実施
- あいさつ強化週間の設定
- 生徒指導部員会機能の充実（養護教諭、SC 等の参加）
- いじめ防止のための研修会の実施
- 家庭への啓発活動

＜水戸市ふれあいプランの充実＞

- あいさつ運動の実施
- いじめ解決フォーラムの実施
- いじめのワークショップ
- ＳＮＳによるいじめに関する講演会

早期発見に向けた取組

- 相談体制の確立
  【スクールカウンセラー（SC）、心の教室相談員】
- 年 11 回（毎月末）のいじめアンケートの実施
- オンライン相談窓口の設置・周知
- 年２回の生活習慣アンケートの実施
- ＰＴＡ健全育成委員会講演会の実施
- 生活ノート等の記述確認
- 二者（三者）面談の実施

フィードバック・再試行

フィードバック・再試行

担任・各学年・生徒指導部・保健安全部・生徒会

評価・検証

いじめに対する措置

- ○ いじめの事実の確認、積極的な認知、市教育委員会への報告
- ○ いじめを受けた生徒、保護者への継続的支援
- ○ いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言
- ○ 関係機関等との協力　「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」の活用
- ○ 生徒・保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談体制の整備【SC、市総合教育研究所等】
- ○ インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、事実把握を行い、削除等の措置
- ○ 再発防止

評価・検証

担任・学年主任・生徒指導主事・ＳＣ・心の教室相談員

重大事態への対処

重大事態とは・・・

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- 身体に重大な障害
- 精神性の疾患を発症等
- 金品に重大な被害

各学年・生徒指導主事・教頭

評価・検証

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- 自殺を企図
- 年間３０日を目安
- 一定期間連続欠席

市教育委員会を通じて
市長に報告
市教育委員会と連携を
図りながら対応

校長・教頭

水戸市立第二中学校いじめ防止対策委員会